

令和 7 年度 第 1 回水巻町地域公共交通会議
【議事録】

日時：令和 7 年 6 月 18 日（水）14：00～
場所：水巻町役場 301 会議室

■委員一覧

	団体等	役職	氏名	出欠	備考
1	水巻町	副町長	荒巻 和徳	出席	副会長
2	水巻町建設課	課長	北村 賢也	出席	
3	水巻町福祉課	課長	舩津 未華	欠席	
4	北九州市交通局	総務経営課長	肥塚 秀夫	出席	
-	北九州市交通局	総務経営課 営業企画係	林 晃由	出席	4 の随行者
5	有限会社みずほタクシー	代表取締役社長	松崎 繁	出席	
6	折尾タクシー株式会社	総務部長	野添 幸宏	出席	
7	合資会社西部水巻交通	所長	園田 俊弘	欠席	
8	一般社団法人 北九州タクシー協会	折尾地区会長	貞包 健一	出席	
9	有限会社遠賀観光バス	取締役	岩尾 健	出席	
-	有限会社遠賀観光バス	取締役	岩尾 篤	出席	9 の随行者
10	北九州市交通局労働組合	執行委員長	三浦 弘光	欠席	
11	九州旅客鉄道株式会社	折尾駅長	水嶋 法子	欠席	
12	水巻町議会	議員	亀元 公一	出席	
13	水巻町議会	議員	井手 幸子	出席	監事
14	国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	八幡維持出張所長	佐藤 元気	出席	R7.5.15 付で 委員交代
15	福岡県北九州県土整備事務所	地域整備主幹	吉村 匡弘	出席	R7.5.15 付で 委員交代
16	国土交通省九州運輸局	福岡運輸支局長	永松 靖二	欠席	R7.5.15 付で 委員交代
-	国土交通省九州運輸局	首席運輸企画専門官	辻 美貴善	出席	16 の代理出席
17	福岡県折尾警察署	交通第一課交通規制 係長	高木 拓哉	欠席	
18	九州工業大学大学院	建設社会工学研究系 教授	寺町 賢一	出席	会長
19	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	課長補佐	三重野 直美	欠席	
-	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	旅客自動車係	井上 悠太	出席	19 の代理出席
20	水巻町社会福祉協議会	係長	徳永 正義	出席	監事

1. 開会

司会進行

定刻より少し早いですが皆さまお揃いですので、只今から令和7年度第1回水巻町地域公共交通会議を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中ご予約の調整並びに本日のご出席、誠にありがとうございます。

それでは、本日の会議の主な議題でございますが、1つ目は、委員の変更についてです。年度替わりの官公庁関係の人事異動で委員の変更がっておりますので、ご報告させていただきます。

2つ目は、令和6年度の水巻町地域公共交通会議会計の決算報告をいたします。

3つ目は本日の本題となりますが、地域公共交通計画の改正につきましてご審議いただきたいと思ひます。

4つ目は、現在9月末までの実証運行を行っている町営バスにつきまして、10月以降の対応についてご説明を申し上げたいと思ひます。

議題は以上の4件となり、会議の時間は概ね1時間を予定しておりますので、本日も有意義な議論の場となりますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様の机の上に配布しております資料を使って本日の会議を進めていきたいと思ひますので、議題に入る前に、本日の資料についてご確認をお願いしたいと思ひます。

配布資料は、

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・議題(1) 委員名簿
- ・議題(2) 令和6年度決算報告書
- ・議題(3)-1 公共交通の基本方針
- ・議題(3)-2 水巻町地域公共交通計画(別冊)(案)
- ・議題(3)-3 フィーダー系統の現況値と目標値の算出根拠
- ・議題(3)-4 地域公共交通計画認定書
- ・議題(4)-1 令和7年9月末の実証運行期間終に伴う今後の対応について
- ・議題(4)-2 バス再編前後における乗車人数変化
- ・議題(4)-3 福祉バス運行形態変更案(稼働ベース)
- ・水巻町地域公共交通計画(冊子)

となっております。メールで事前に資料を送付したもののから一部資料を追加しております。不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

また、委員の変更については、後程、事務局担当より説明いたしますが、該当の皆さんのお手元に委嘱状をお配りしておりますので、時間の都合上、こちらをもって交付に代えさせていただきます。

次に、本日の出欠についてですが、お手元の出席者名簿の通りとなっております。

それでは早速ですが、議題に入ります。

進行の方は会長をお願いしたいと思ひます。会長、よろしくお願いします。

会長

寺町でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは時間もございませんので、早速始めさせていただきたいと思ひます。積極的にご発言をしていただきつつ、会議時間については目標1時間をめどにいただければと思ひます。

2. 議題

(1) 委員の変更について

会長

それでは早速、議題（１）委員の変更について、事務局の方から説明よろしくをお願いします。

事務局

それでは委員の変更について説明いたします。

資料は議題（１）の委員名簿をご覧ください。

本年４月の官公庁の人事異動に伴い、３名の委員が変更になっており、資料中赤字で記載しております。時間の関係もありますので、私の方からご紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長の佐藤様
福岡県北九州県土整備事務所地域整備主幹の吉村様
国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長の永松様

御三方が新たに委員としてご参加いただいております。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。今のご説明に対して何か質問等ございませんでしょうか。

では、特にないようですので、次の議題に進みたいと思います。

(2) 令和６年度水巻町地域公共交通会議会計決算報告について

会長

それでは、次の議題（２）令和６年度水巻町地域公共交通会議会計決算報告について、事務局より説明をよろしくお願いします。

事務局

それでは、令和６年度の決算について報告いたします。資料は令和６年度水巻町地域公共交通会議収支決算書をご覧ください。時間の都合もあるため、簡単に説明させていただきます。

まず１番上の表、歳入についてです。歳入は負担金のみとなります。決算額の欄に記載の 731 万 370 円が全額水巻町からの負担金として歳入しております。

次にその下、歳出についてです。先に２段目の事業費の決算額 729 万 9,600 円についてですが、これは本会議の支援業務として、福山コンサルタントさんと契約している委託料です。その上の事務費は、この契約に必要な事務手数料になります。契約書の収入印紙として 1 万円、委託料の振込手数料として 770 円支出しています。歳出の合計は、これらの合計で 731 万 370 円になります。

次にその下、次年度繰越額ですが、今年度は歳入決算額と歳出決算額が同額であるため、繰越は発生しておりません。

以上、令和６年度の決算を報告いたします。

会長

ありがとうございます。

それでは決算の監査結果について、監事より報告をお願いいたします。

監事

監査結果についてご報告いたします。令和６年度水巻町地域公共交通会議決算について、令和７年５月１２日に関係帳簿や証書類を慎重に監査した結果、適正に処理されておりましたので、ご報告いたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご報告いただいた令和6年度決算について何か質問疑問等ございましたらよろしくお願いいたします。特にございませんでしょうか。

では、こちらは審議事項になりますので、令和6年度の決算報告について、ご了承いただけるのであれば、お手数おかけしますが皆様挙手をしていただけると助かりますのでよろしくお願いいたします。

— 一同挙手 —

では、承認とさせていただきますと思います。
ありがとうございます。

(3) 水巻町地域公共交通計画の改正について

会長

それでは、議題(3)水巻町地域公共交通計画の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議題(3)についてご説明いたします。

今回のこの改正ですけれども、4月から実証運行しております通勤通学バスについて、今後、フィーダー系統補助という国の補助金を申請する予定となっております。その申請をするために必要な改正を行うということが大きな主目的になります。

今回ご説明する点が3点ありますので、先に少しそちらについてご説明させていただきます。こちらは資料には書いておりません。

1つ目は、水巻町地域公共交通計画本体に「公共交通の基本方針」という章がありまして、こちら資料「議題(3)-1」をご覧ください。この基本方針を、現状を踏まえたものに更新し、フィーダー系統補助を使用する旨を明記するというものです。

2つ目は、資料「議題(3)-2」の表紙をご覧ください。「水巻町地域公共交通計画(別冊)」ということで、こちらが同じくフィーダー系統補助について、国が指定する内容を別冊として整備する必要があるということで、こちらをご説明させていただきたいと思っております。

最後に、資料「議題(3)-4」になります。こちらは実際に国に補助申請をする際に提出する地域公共交通計画の別紙というものがありまして、こちらの方をご説明させていただきまして、内容をお諮りしたいというふうに考えております。

大きくこの3点が、今回の審議内容ということになります。

～ 事務局より会議資料の説明 ～

会長

ご説明ありがとうございました。

今日のメインでご議論いただくテーマは、今の議題(3)になろうかと思います。目標の数字等に関しては、積算根拠がありきちんと設定していますので、基本的な方針としてはわかりやすく、補助を申請する路線はどれなのかということをしきちんと明示をしたことと、それに対して数値目標を設定しましたということが主なご説明であるというふうに私としては理解をいたしました。

ただいまご説明いただいた案件について、何か質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

なければ、私の方から確認をしたいことがあります。

資料「議題(3)-4」の最後から2枚目の表1について、先ほどご説明いただいた内容から地域公共交通確保維持事業により運行を確保する路線の概要だと思います。こちらの表の計画運行日

数が 365 日までは理解できましたが、計画運行回数になぜ小数点の 0.5 がついているのか、運行回数の定義を教えてくださいと思います。

事務局

この回数ですけども、国の運行計画運行回数の算定方法となっており、往復バスの場合は、行きで 0.5 回、帰りで 0.5 回の合計 1 回です。循環バスの場合は、1 周で 1 回という計算方法になります。

当町の場合は循環バスで、第 1 便だけは経路の途中から出発して、循環しない経路があります。その部分が 1 日 1 回だけございますので、積算しましたら少数点部分が出てきます。

会長

わかりました。これは運行日数が奇数だから、0.5 が発生しているということですね。ありがとうございます。

委員

この申請書類は大体どこの市町村もミスがあり、後程、修正の指摘などが入ります。そういった時に事務局の一任で修正という形で協議を諮っていただければと思います。以上です。

会長

わかりました。貴重なご提案ありがとうございます。
他は何かございますか。どうぞ、お願いします。

委員

説明のボリュームが多く、少し整理できてないところもありますが、今回の改正は国に補助金を申請するために、いろいろと計画を改正するというところでよろしいでしょうか。

会長

おそらく一番大きなポイントは、最初にご説明いただいた資料「議題(3)-1 公共交通の基本方針」で、44 ページのところに変更前と変更と書いてあり、ここで何を記載したかということだと思います。

変更前というのは、まだ具体的なバスのルートなどの運行計画を立てる前で、基本的な方針図だった。それに対して、実際に補助金を申請しますとなった時には、変更前の左側の図だと、どの路線が補助対象かわからないので、適切にわかりやすく明記をするということが今回の変更の主なポイントかなというふうに個人的には思っています。

もし私の説明が間違っていたら、事務局の方から追加の補足説明をよろしくお願いします。

事務局

ご説明いただいた通りです。

会長

さらに、先ほど事務局の方からもご説明いただきましたが、資料「議題(3)-2 水巻町地域公共交通計画(別冊)(案)」で一番大事なところは、おそらく最後のページ第 3 章の運行を維持する系統がどの系統で、それに対して現況値と目標値をはっきり明示している辺りではないかと思います。

国土交通省としても、無制限無限大に予算を確保しているわけではありませんから、それは当然目標値を正しく設定をして、それに対してどれぐらい料金収入があって、どれぐらい行政から支出をしているのかというところ。国として一番心配しているのは、これが持続可能でないような計画を立てていないかということだと思います。

そういうところをきちんと根拠に基づき計算をして決めていますか、データを正しくとっていますかということなどを確認するために諸々の書類を提出してくださいということが、今日の変更のもう一つの大きなポイントかなというふうに私としては理解しています。

私の理解が間違っていたら、事務局の方でご指摘ください。

事務局

ご説明いただいた通りです。

委員

これは国の補助を申請するということによろしいのでしょうか。
ちなみに補助される金額は、どれぐらいになるというふうに想定されているのでしょうか。

事務局

最終的にはまだ計算できていません。当町の場合、最高額で 250 万円プラス利用者数によって何十万かのように金額の上限額が決まっています。

あとは実際にかかった経費などその辺りを細かく計算しないといけないようですので、まだ今のところどれぐらいの金額になるかはわかりません。

委員

補助金について、今日の議題（２）で令和 6 年度の収支決算報告がございましたけれども、令和 7 年度分で収入として入ることになるのでしょうか。それとも一般会計に入るのでしょうか。

北九州市交通局もいろいろな補助金をいただきながら何とか経営をしておりますので、獲得できる補助金は積極的に獲得し、地域公共交通の維持に努めていただければと思っています。ありがとうございます。

委員

補助金は、この協議会に入ってくることが前提となります。あとで町の一般会計に入れる形になるかと思います。

あと補助金額については、先ほど事務局から説明のあったように、実績主義となっており、最大で欠損の 2 分の 1、かつ、上限が定められています。

その上限自体も毎年、予算に応じて変わってくるので、今の段階でどのぐらいの金額というのが言いづらいというところです。

会長

非常にわかりやすい説明で納得できました。ありがとうございます。
他に何かございますか。どうぞお願いします。

委員

資料「議題（３）-２」、44 ページの図の見方で質問です。

通勤通学バスのルートが書いてありますが、巡回バスの快速線と重なるのでしょうか。部分的に快速線がここの中に見当たらない。

事務局

町内巡回バスすべての路線をこの緑色の線で記載しております。

委員

水色の線（通勤通学バス）がずっと二の方に延びていますが、これは快速線に繋がっているということですか。

事務局

ここは青と緑の線が重なっているので少しわかりにくいですが、ルートが重なっている部分があります。

あくまでこちらは巡回バスと通勤通学バスについて、現状のルートを書いておりますので、パンフレットと見比べていただけるとわかりやすいかと思います。

委員

少し本筋とは外れているかもしれませんが、資料「議題（３）-３」の令和 6 年時間帯別乗車人数のところ、昼間の利用者数 2,574 人と結構たくさんの方が利用されている。

令和6年度までは北九州市営バスに委託をしていたので、昼間も運行していました。しかし、今年度から町の通勤通学バスになり、朝夕しか運行しなくなった。

この昼間利用していた人たちはどうしているのだろうかという率直な感想です。これが計画となればもうこのまま通勤通学バスは昼間運行しませんよということになってしまうのでしょうか。

会長

おそらく次の議題（４）と連動するような気がしますが、事務局から回答をお願いします。

事務局

まず資料「議題（３）-３」ですが、この表自体はあくまで説明資料ですので、計画ではございません。

あと昼間の利用者の件については、会長がおっしゃるように議題（４）でご説明いたします。

会長

他は何かございませんでしょうか。

では、議題（３）につきまして、先ほど運輸局様の方からいいご提案をいただきましたので、大幅な修正を受けた場合を除き、軽微な修正の場合は事務局の対応に任せるという制約条件つきで、承認していただくということによろしいでしょうか。お手数ですが挙手をお願いできますでしょうか。

— 一 同 挙 手 —

では、今回の議題（３）は承認とさせていただきます。ありがとうございました。

（４）令和7年9月末の実証運行期間終了に伴う今後の対応について

会長

それでは、最後の議題（４）、おそらくこれが今後の方針に関するお話ですので、事務局の方から説明の方よろしく願いいたします。

～ 事務局より会議資料の説明 ～

会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた議題（４）について、何かご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

委員

先ほどの説明の中にもあったように、資料「議題（４）-１」の１番下に「無償運行バスの運行内容の変更は地域公共交通会議の承認事項ではない」との記載があるが、元々承認事項ではなく報告という定義づけだったのですか。

事務局

そうです。もともと無償運行バスは、公共交通会議でルートの変更など承認をもらわないといけない事項ではありません。

委員

やはり町民の方からいろいろな要望もありますので、9月までの実証運行を延長するかもしれないということはぜひ検討してほしいと思います。

この前の議会では私はバスの台数をどうするかとか車両をどうするか、あえて一般質問をさせてもらいました。

利用者に聞いてみますと5月から大きな荷物やペットの持ち込みができるようになったことを知ってはいるが、荷物を持ち込む人は少なく、以前と変化はないとのこと。

やはり皆さんもバスが狭いということをご存知だし、福祉バスの時は大きな荷物の持ち込みはできないという規定だった。

そういうところを、具体的にもう少し、5月からの荷物の持ち込みの実施も含めて報告をいただきたい。

事務局

大きな荷物の持ち込みについてですが、今までは買い物カートなどの持ち込みは基本的にできない運行でしたが、5月からその持ち込みのテストということで、試験運行をしています。

この前、遠賀観光バスさんにヒアリングしたところ、2、3日に1人ぐらいの持ち込みしかないというふうに聞いております。あとペットの持ち込みは、今のところないそうです。

ただ住民の方からの苦情で、利用者の方がご自身では荷物を持ち上げられず、他の乗客の方がお手伝いしているのだからとかならないかというお話がありました。

そういうことから、全体的に見るとある程度の持ち込みはあっているかもしれませんが、実際にデータとしてあるわけではありません。

そもそも持ち込みができていない原因として、やはりマイクロバスで狭いため持ち込みそのものがしにくいということもあるでしょうし、我々が大きな荷物の持ち込みテストをしている周知がまだなかなか行き渡っていないということもあるかと思います。

そのため、こちらの試験運行についてはしばらく続けていき、今後最善な形にしていきたいと思っています。

会長

今のご指摘は、とても大事なご指摘だと思います。

基本計画を策定した時に、利用者の利便性向上のために情報の提供や周知など、ありとあらゆる活動を総動員しますという宣言をしたような気がします。

そういう意味では、今回の荷物の持ち込みについて、いいことをしたのだなというふうには思いましたが、同時に、それをどうやってPRをしたのか、周知をしたのかということが若干気になります。

やはりそういう細かいところまでケアをするということは、国がすることではなくて、自治体がすることです。圧倒的に小回りがきいていろいろなことができるわけですし、利用者の方の要望や苦情を受けることができるわけですから。

そういうようなことを、なるべく上手にPRをしてうまくフィードバックするというのは大事だと思います。

本当はできればバスをバリアフリーの車両にするという手もあると思いますが、お金の制限などありますから、私は共助と公助と自助という、それをうまく組み合わせるのがいいような感じがしていて、そういうような形でみんなが少しずつ協力し合うと良くなるというような活動を、事務局の方が積極的にPRしてもいいのかもしれないと思いました。

委員

周知だけの問題ではないと思います。

今先生が言われた小型ノンステップバス車両は遠賀町・芦屋町・岡垣町が小さいものを走らせているが、乗車人数が少なくなりますし、お金が2,000万円かかりますよね。

だから私は本気で考えるのだったら、お金がかかるという部分は実際にあると思いますけど、少しでもよりよいものになるように、ここで検討をみなさんにしていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

委員

町民の方から託されているものですから、要望を少し言わせていただきます。

以前に比べたら、バスが利用している病院の近くまで行かなくなった。以前のルートより早く曲がって行ってしまっていて、自分たちが目的の場所まで行くのに、足が悪いのに歩いて行かないといけない現状で、今我慢して行動している。

マックスバリュのところのクリーニング屋さんの前でバスが停まってしまうので、いつも自動扉が開いてしまう。たくさんの方がそこで並び、営業としては困るので、バスにもう少し奥くまで入って欲しい。

それからもう一つ。トライアルの反対側に、バスが停まるようにしてくれれば、そこで降りて横断歩道を渡ってトライアルに行けるのにと。

そういった細かいことが緩和されれば、利用しやすいという方が多い。

できるだけ改善できるものは早めに改善していただけるとありがたいと思い、言わせていただきました。

会長

このように細かいお話まで探っていくと、相当いろいろなニーズがあり、この難解なパズルを解くことは事務局のミッションだと思います。

資料「議題(4)-1」のところで、6月から7月の中旬に運行事業者様に対するヒアリングと住民アンケートの実施と書いてありますが、利用者に対する調査は特にされないのでしょうか。

事務局

利用者も含めて、バスの車内アンケートと、あとウェブアンケートを行う予定です。

会長

わかりました、安心しました。

そういうことは、利用している方から意見を聞くことが一番ダイレクトのような気がしますので、そこを大事にして欲しいと思います。

あとは、先ほど委員からもご指摘があったように、利用制限をなくしたということが、今回の改正の大きなポイントの一つだと思いますので、そこに対するフィードバックというものを少ししていただかないと、したことの効果があったのかどうなのかわからない。

もしかすると先ほどのご発言のように、新規の方が開拓できたかわりに、既存の利用者の方が相当に不便を強いられているということになって、新規の利用者がごくわずか、不便を感じている方がかなりいるというようなことになっているのだとすると、やはり少しあり方を考えないといけないかもしれない。そのところも含めてのフィードバックがわかるような資料を出していただくと、皆様が現状を理解しやすいのかなと思ったので、可能な範囲で構いませんのでお願いできればと思います。

委員

すみません、少し事務的な話になりますけれども、資料「議題(4)-1」の中で、実証運行期間を半年間延長する可能性もあるということですが、国の補助が実証運行は補助対象外になります。

補助対象期間が10月から9月になっていますので、来年の4月から本格運行となった場合は、4月から9月まで補助対象の期間になります。

先ほど承認いただいた資料を見ますと、運行日数が365日ということで、1年間で計算されていますので、実証運行の期間が延長される場合については、フィーダーのこの申請の変更も一緒に、8月の協議会等に諮っていただければなと思っています。以上です。

会長

ありがとうございます。

大変貴重なアドバイスだと思いますので事務局の方ではしっかり覚えておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。

他は何かございませんでしょうか。

委員

少し確認をしたいのですが、資料「議題(3)-2」の44ページの変更の中で、この緑のエリアは高台の地域で今後施策を検討していくと先ほど聞きました。

いつぐらいの時点で検討することを考えられているのでしょうか。

会長

今のご質問、とても大事なご質問だと思いますが、一応議題（３）は先ほど決をとりましたので、大変申し訳ありませんが、今は議題（４）に関するご質問をしていただけると助かります。

ただし、今ご指摘の緑色の高台ゾーンのところは、事務局がある程度方向性を示して、今後の作戦を何かを立てようとしている意思表示ではないのかなというふうに私は前向きに考えています。

今から少し私の立場で申し上げますと、今のご発言を別に封じる気は全くなく、事務局としてその次をどうするのかということに関して、現時点で明示的に何かを出す必要はないと思いますが、姿勢としては次の段階での検討事項ですというようなことも、ある程度わかるようにしたほうがいいのかなと今のご発言を聞いて思いました。

他、議題（４）について、何か質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

これは私の方から事務局に可能であればのお願いです。私は原則、次回は書面開催で構わないと思っていますが、もし、例えば説明もしくは資料の配布をされた時に強い要望があれば会議を開くという選択肢も可能性としては残しておいていただきたいと、立場的には思っていますので、一応それだけは申し上げておきます。

他に何かございませんでしょうか。では、ないようでしたら、議題（４）については承認事項ではありませんので、次回は原則、書面開催で実施をします。

ただし、要望があった場合には、対面開催の可能性もあるかということでよろしいでしょうか。

では、そういうふうにさせていただきたいと思います。

それでは少し時間をオーバーして申し訳ありませんが、本日の議題はすべて終了しましたので進行を事務局にお返ししたいと思います。

3. その他

司会進行

それでは最後、次第３その他でございますけれども、事務局からは特にございません。委員さんからご意見ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして令和７年度第１回水巻町地域公共交通会議を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。